

主要国における法定資料制度等の比較（概要）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
納税者の国内・外の保有資産に関する法定資料制度	源泉分離課税とされる利子等に係る調書は提出不要	網羅的な法定資料制度 （例） ・金融機関は、利子支払、預入払出、割引債発行等を含め網羅的な法定資料の提出義務 ・証券業者は証券の売却代金の支払につき法定資料の提出義務	税法上、税務当局に資料提出要求権あり。 （例） ・銀行は、全ての預金利子支払に関する情報を毎年税務当局に報告。 ・証券業者は年間のうち税務当局が指定する期間内の取引の報告	税法上、税務当局が金融機関に対し不特定の納税者に関する資料の提出を求めることは不可。 （注） 1991年6月連邦憲法裁判所の違憲判決において、この規定が利子所得等の効果的な調査を妨げている旨指摘。	網羅的な法定資料制度 （例） ・金融機関は、口座開設・利子支払等について網羅的な法定資料の提出義務 ・証券業者は証券の売却代金の支払につき法定資料の提出義務
納税者番号制度	なし	あり	なし	なし	なし（氏名、住所、生年月日、出生地等で名寄せ）

主要国における法定資料の概要（未定稿）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
法定資料の処理				(1)	
収集枚数（万枚）	約 8.2 千万 (98 年)	約 10.8 億 (97 年)	N. A.	——	N. A.
磁気テープ提出割合	約 5 割 (98 年)	約 97% (97 年)	N. A.	——	N. A.
法定資料の有無 (2)					
フ ロ ー					
給与受取	○	○	○	×	○
預貯金利子受取	△ (3)	○	○ (4)	×	○
株式					
配当受取	○	○	△ (5)	×	○
譲渡	△ (6)	○	△ (7)	×	○
公社債					
利子受取	△ (3)	○	○ (4)	×	○
譲渡	△ (8)	○	△ (7)	×	○
不動産譲渡	○	○	△ (9)	×	×
貴金属譲渡	×	○	×	×	×
海外送金	○ (10)	○ (11)	×	×	○ (12)
ス ト ック					
預貯金					
口座開設	×	△ (13)	×	×	○
保有	×	×	×	×	×
株式保有	×	×	△ (14)	×	×
公社債保有	×	×	×	×	×
不動産保有	×	×	×	×	×
貴金属保有	×	×	×	×	×
海外資産保有	×	△ (15)	△ (16)	×	△ (17)

(備考)

- (1) ドイツには法定資料制度が存在しない。
- (2) 個人を対象とする法定資料に限る。
- (3) 個人の預貯金、普通預金、通常郵便貯金、公社債等の利子の場合等、不要。
- (4) 当局は税法上、随時資料提出を要求する権限を有する。執行上は、全ての預貯金等について毎年提出を要求している。
- (5) 当局は税法上、配当等の受取人が株式等の名義人ではない場合又は無記名の株式等の場合、随時配当等の実質受益者に係る資料提出を要求する権限を有する。
- (6) 源泉分離課税を選択した場合等、不要。
- (7) 当局は税法上、随時資料提出を要求する権限を有する。執行上は、証券業者は、年間のうち税務当局が指定する一定期間内の取引等について報告している。
- (8) 転換社債、新株引受権付社債等につき、必要。
- (9) 当局は税法上、随時土地取引に係る資料提出を要求する権限を有する。
- (10) 200 万円を超える国外送金等につき、銀行等から当局に調書を提出。
- (11) 金融機関は、国内と国外との間の一万ドル超の資金移動をもたらす取引の要請・指示等についての記録保存義務があり、かつ、財務省の求めに応じて開示する義務がある。銀行は、国内外を問わず、3,000ドル以上の送金について記録保存義務があり、かつ、財務省の求めに応じて開示する義務がある。
- (12) 金融機関は、国内と国外との間の資金移動についての記録保存義務があり、かつ、税務当局の求めに応じて開示する義務がある。
- (13) 銀行は、預金口座等について、開設日から 30 日以内に、顧客の納税者番号を確認して保存しなければならない。
- (14) 当局は税法上、随時株主名簿の写しの提出を要求する権限を有する。
- (15) 国外に銀行口座、証券口座等を有し、その総額が一万ドル超の者は、口座情報等を報告する義務がある。
- (16) 当局は税法上、英国外の「同族会社」の持分を所有する者に対し、随時当該会社の資産等に係る資料提出を要求する権限を有する。当局は税法上、英国外の「同族会社」の設立又は管理等に関連して、随時銀行等が顧客の代理人として行った取引に係る資料提出を要求する権限を有する。
- (17) 国外に金融機関の口座を開設、閉鎖、又は保有する者は、口座情報等を報告する義務がある。

米国における情報申告書（未定稿）

内国歳入法	書類の様式	提出義務者	報告内容	米国の各情報申告書に対応すると考えられる日本の支払調書等
Sec. 6031	Form 1065	パートナーシップ	パートナーシップの所得に関する報告(主たる事業拠点が国外にある場合、パートナーが非居住者である場合にも適用)	——
Sec. 6032	(Form 1065)	金融機関	共同信託基金(common trust funds)に関する報告	——
Sec. 6033	Form 990 990-EZ 990-PF 5500 5500-C/R	非課税組織	非課税組織(exempt organization)の総所得の項目、収入、支出、貸借対照表、5,000 ドル以上の寄付者の氏名等に関する報告	年間収入金額が 8,000 万円超の公益法人が作成する収支計算書
Sec. 6034	Form 990, 990-PF, 1041-A, 5227	特定の信託(公益信託等)	公益信託等の一定の信託による慈善寄付金控除額、慈善寄付金支払額、総所得、支出、貸借対照表等に関する報告	——
Sec. 6034A	Form 1041	遺産財団又は信託の受託者	遺産財団又は信託の受託者が受益者に提出する受益権に関する報告	——
Sec. 6035	Form 5471	外国同族会社の役員、一定の株主等である合衆国市民又は居住者	外国同族会社の各株主に関する情報、外国同族会社の課税所得等に関する報告	——
Sec. 6036	(なし)	遺言執行者又は管財人等	遺言執行者又は管財人等としての資格に関する通知	——
Sec. 6037	Form 1120-S	S 法人	S 法人の総所得の項目、控除、株主等の情報に関する報告	——

米国における情報申告書（未定稿）

Sec. 6038	Form 5471	特定の外国事業体を支配する合衆国の者	支配下にある特定の外国事業体(法人、パートナーシップ)に関する報告(事業所の名称、住所、貸借対照表、関連者との取引等)	——
Sec. 6038A	Form 5472	特定の外国人所有の内国法人	特定の外国人所有に係る内国法人が行う関連団体(居住者)等との取引等に関する報告	——
Sec. 6038B	Form 926, 8865	外国人に資産を譲渡する合衆国の者	外国法人、及び外国パートナーシップへの資産の譲渡、外国人への分配に関する報告	——
Sec. 6038C	(なし)	国内で事業を行う外国法人	国内で事業を行う外国法人が行う関連団体(居住者)等との取引等に関する報告	——
Sec. 6039	(なし)	法人	法人がオプションの付与者に対して行う、ストック・オプション及び従業員持株制度に基づくオプションの行使による株式の移転等に関する報告	「株式譲渡請求権又は新株引受権の付与に関する調書」 「特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書」
Sec. 6039C	Form 8288 8288-A 8288-B	外国の者	5 万ドル以上の国内不動産持分を保有する一定の外国の者による国内の不動産持分(real property interests)への直接投資に関する報告	「不動産等の譲受けの対価の支払調書」(外国人でも居住者であれば適用)
Sec. 6039D	Form 5500 5500-C 5500-R	雇用主	雇用主が提供する特定の福利厚生プラン(fringe benefit plan)に関する報告(参加従業員数、総費用等)	——
Sec. 6039E	(なし)	パスポート申請者又は永住権を申請する移民	パスポート申請者又は永住権を申請する移民が(申請書類の一部として提出する)納税申告書の有無に関する報告	——
Sec. 6039F	Form 3520	受領者	外国人からの年間 10,000 ドルを超える贈与に関する報告	——

米国における情報申告書（未定稿）

Sec. 6039G	(なし)	市民権を喪失する者	市民権を喪失する手続きの際に市民権を喪失する者に関する報告(外国の住所、50 万ドル以上の純資産を保有する場合は資産・負債額等の情報。裁判所に提出され、裁判所から内国歳入庁に情報提供される。)	——
Sec. 6041	Form1096, 1099, 1099-MISC 1099-INT 1099-DIV W-2 W-2G 等	支払者	所得の源泉に関する情報。事業及び取引に関連する賃料、給与、年金、サービスの対価、収益や利益としての年間 600 ドル以上の支払いに関する報告。 ①不動産、機械設備、牧草地の賃料の支払い ②賞金 ③裏打ち源泉徴収額 ④医療保険、健康保険プログラムにおける医師や医療担当者に対する保険会社の支払い ⑤従業員以外の者に対する報酬 ⑥農産物の収穫に関する 600 ドル以上の支払いに関する報告 ⑦ギャンブルの勝ち金の支払いに関する報告 ⑧外国の公社債からの利子・配当の支払いに関する報告	①不動産の使用料等の支払調書 ②④⑤については「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」に含まれる。 ②広告宣伝のための賞金 ③—— ④社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬 ⑤所得税法 204 条に規定する源泉徴収対象となる報酬等 ⑥—— ⑦—— ⑧「国外公社債等の利子等の支払調書」、「国外証券投資信託又は国外株式の配当等の支払調書」
Sec. 6041A	Form 1099-MISC	製造業者・卸売業者	通常の店舗以外で消費者に直接販売する者に、年間 5,000 ドル以上の消費財を販売する者（製造者・卸売業者）が提出する報告（通信販売等）	——
Sec. 6042	Form 1099-DIV 5452	配当、法人利益の支払者	年間 10 ドル以上の配当、企業収益の支払いに関する報告	「配当・剰余金の分配及び基金の利息の支払調書」（配当等について確定申告不要の場合等は不要）
Sec. 6043	Form 966, 1099-DIV	会社清算等を行う法人	会社清算等を行う法人が提出する会社清算計画、清算による分配等に関する報告	——

米国における情報申告書（未定稿）

Sec. 6044	Form 1099-PATR	組合 (Cooperative)	組合から出資者への年間 10 ドル以上の分配金に関する報告	「匿名組合契約等の利益の分配に支払調書」
Sec. 6045	Form 1099-B	ブローカー（有価証券のディーラー等）	顧客の株式、債券、商品等の取引に関する報告（下限なし。有価証券の売手の納税者番号、取引価額等の報告）	「株式等の譲渡の対価の支払調書」（株式等譲渡益の源泉分離課税選択の場合等は不要）
Sec. 6045	Form 1099-S	不動産取引の管理者（弁護士等）	不動産の取引価額、不動産の購入者にかかる不動産税等に関する報告	「不動産等の譲受けの対価の支払調書」 「不動産等の売買又は貸付けのあつせん手数料の支払調書」
Sec. 6046	Form 5471	外国法人の役員、一定の株主等である合衆国市民又は居住者	外国法人の設立、組織再編、株式取得等に関する報告	——
(Sec. 6046A)	——	外国パートナーシップの持分の取得者等	外国パートナーシップに対する持分に関する報告（最終規則が制定されていないことから当該情報申告書は実際には要求されていない）	——
Sec. 6047	Form 1099-R Form 5498	年金・信託の受諾者、保険会社等	自営業者の信託財産及び年金制度に関する情報。保険金の支払者による年間 10 ドル以上の IRA（個人退職勘定）、企業年金、生命、損害、医療保険等の分配に関する報告 (Form 1099-R)	「退職所得の源泉徴収票」、「生命保険契約等の年金の支払調書」、「損害保険契約等の年金の支払調書」
			IRA 等の管理責任者による IRA（個人退職勘定）等への拠出に関する報告（全額） (Form 5498)	——
Sec. 6048	Form 3520, 3520A, 8082	信託の責任者（委託者、遺言執行人等）	外国の信託の創設、信託財産の総額、資産移転、分配等に関する報告	——

米国における情報申告書（未定稿）

Sec. 6049	Form 1099-INT, 1099-OID, 8811	利子の支払者	年間 10 ドル以上の利子の支払いに関する報告	「利子等の支払調書」 (普通預金、郵便貯金の利子、個人に対する利子等は不要)
Sec. 6049	Form 1099-OID	発行者(又はブローカー)	年間 10 ドル以上の社債・CD の償還差益に関する報告	「無記名割引債の償還金の支払調書」 「特定短期国債の償還金の支払調書」
Sec. 6050A	Form 1099-MISC	漁船業者	船員に対する報酬(金銭のみでなく、収穫物の持分による報酬を含む)	——
Sec. 6050B	Form 1099-G	連邦・州政府	年間 10 ドル以上の失業保険の支払いに関する報告	——
Sec. 6050D	Form 1099-G 6497	連邦・州・地方政府	エネルギー助成金及び融資金に関する申告書	——
Sec. 6050E	Form 1099-G	州・地方政府	年間 10 ドル以上の州・地方税の還付等に関する報告	——
Sec. 6050F	(なし)	連邦行政機関(社会保障庁)	社会保障給付に関する報告	「公的年金等の源泉徴収票」
Sec. 6050G	(なし)	鉄道退職組合	鉄道退職給付に関する報告	——
Sec. 6050H	Form 1098	利子受取者	一件当たり年間 600 ドル以上の事業及び取引に関連し、抵当権付貸付金の利息(住宅担保ローン利子等)の受取に関する報告	——
Sec. 6050I	Form 8300	現金の受領者	事業及び取引に関連して一取引につき一万ドル超の現金支払いを受けた場合の報告書(U. S. C. Title 31(注 2)に基づく報告義務があるものを除く)	——
Sec. 6050J	Form 1099-A	貸出者	事業活動に関連し、財産により担保された金銭を融資する者が担保権の行使により財産の取得、又	——

米国における情報申告書（未定稿）

			は当該財産を放棄した場合の、当該債権・財産に関する報告	
Sec. 6050K	Form 8308	パートナーシップ	パートナーシップの持分の交換に関する報告	——
Sec. 6050L	Form 8282 8283	慈善寄付の受贈者	一定の財産の寄付を受けて2年以内に当該財産の譲渡等を行った場合の報告	——
Sec. 6050M	Form 8596	連邦行政機関	連邦行政機関との間で600ドル以上の請負契約を結んだ者に関する報告	——
Sec. 6050N	Form 1099-MISC 1099-S	ロイヤリティーの支払者	年間10ドル以上のロイヤリティーの支払いに関する報告	「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」（原則として、給与等の金額が500万以下の場合には不要）
Sec. 6050P	Form 1099-C	金融機関、信用組合、連邦政府機関	600ドル以上の債権の全部又は一部の免除に関する報告	——
Sec. 6050Q	Form 1099-LTC 1099-MSA 5498-MSA 8851	長期介護手当の支給者	長期介護保険等により支給する長期介護手当に関する報告	——
Sec. 6050R	(なし)	卸売業者	魚介類の捕獲業者からの一業者につき現金で年間600ドル以上の魚介類の再販売目的での購入に関する報告	——
Sec. 6050S	Form 1098-T 1099-E	適格教育機関 適格教育貸付金の利息の受領者	適格教育機関が受領した授業料又は還付した特定の授業料（奨学金の支給）に関する報告 適格教育貸付金利息の600ドル以上の受取に関する報告	——

米国における情報申告書 (未定稿)

Sec. 6051	Form W-2, 1099-R, 941 等	雇用主 (賃金等の支払者)	賃金支払、繰延べ報酬、その他の手当、所得税・社会保障税の源泉徴収分等の報告	「給与所得の源泉徴収票」 (原則として、給与等の金額が 500 万以下の場合には不要) 「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」 「非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書」
Sec. 6052	Form W-2, 1099R	雇用主 (団体生命保険の提供者)	雇用主が従業員に対し、団体生命保険の形式で給与の支払を提供している場合の団体生命保険に関する報告	——
Sec. 6053	Form 4070 4070A	従業員	1 カ月につき 20 ドル以上のチップの受取りに関する報告 (従業員がチップの受取額を雇用主に報告)	——
	Form 8027	雇用主	レストラン等 (Large food and beverage establishment) の売上、従業員の受け取ったチップに関し提出する報告 (クレジットカードによるチップ等)	——
Sec. 6057	(なし)	プランの執行者	従業員退職プランに関し ERISA 法に規定される受給権付与基準が適用される場合、当該プランの内容について提出する報告	——
Sec. 6058	Form 5500 5500-EZ 等	プランの設定者	繰延報酬制度 (ストック・ボーナス・プラン、利益分配プラン、年金プラン) に関して、雇用主 (プランの執行者) が制度運営に関し提出する報告	——
Sec. 6059	Form 5500 等	プランの執行者	プランの執行者による保険数理報告書 (3 年毎)	——
Sec. 6111	Form 8264 8271	タックス・シェルターの設定者	タックス・シェルターの登録等	——

米国における情報申告書（未定稿）

Sec. 1441, 1442, 1446	Form 1042-S Form 1042	支払者	非居住者、外国法人、及び外国パートナーシップに対する米国源泉所得のうち別途報告対象(W-2)となる給与等を除く源泉徴収対象となるもの（一定の利子、配当、ロイヤルティー、ギャンブルの所得等）の支払いについて提出する報告	「非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書」 「非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書」 「非居住者に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書」 「非居住者等に支払われる機械等の使用料等の支払調書」 「非居住者等に支払われる不動産の譲受け対価の支払調書」
(注2)	Form 4789	金融機関	一回につき一万ドル超の金融機関を通じた預入、引出し、両替又はその他の支払い、移転に関する報告	——
(注2)	Form 4790	送金者、受領者、旅行者	一回につき一万ドル超の現金、小切手、マネーオーダー等による国際的資金移動に関する報告	「国外送金等調書」(200万円超の国外送金等について金融機関等が提出)
(注2)	Form 8362	年収100万ドルを超える免許カジノ	カジノにおける1万ドル超の現金取引の報告	——
(注2)	Form TD F 90-22.1	資産の保有者(米国市民及び居住外国人)	外国銀行等の外国にある口座において一万ドル超の資産を保有する場合の報告	——

(注1) 「米国の各情報申告書に対応すると考えられる日本における支払調書等」の欄は、米国の情報申告書の内容と厳密に対応するものではないが、項目として対応するものを列挙している。「…」は日本における法定調書の名称を示す。

(注2) 「通貨及び外国取引の報告に関する法律」(1970年銀行機密法 The Bank Secrecy Act: 31 U.S.C. 5311-5330)の規定に基づくもの。

源泉徴収方式と納税者番号による名寄せ方式（未定稿）

	源泉徴収方式					源泉徴収・納税者番号併用方式	納税者番号による名寄せ方式
	日本	イギリス	ドイツ	フランス	スイス	イタリア	アメリカ、カナダ
利子	源泉徴収 (20%)	源泉徴収 (20%)	源泉徴収 (30%)	源泉徴収 (25%) (選択制)	源泉徴収 (35%)	源泉徴収 (25%)	納税者番号による申告
配当	源泉徴収 (20%)	——	源泉徴収 (25%)	——	源泉徴収 (35%)	源泉徴収 (10%)	納税者番号による申告
(参考) 給与	源泉徴収 (年末調整あり)	源泉徴収 (支払都度調整)	源泉徴収 (年末調整あり)	——	——	源泉徴収 (年末調整あり)	源泉徴収の上、納税者番号による申告 (年末調整なし)

（備考）

1. 日本の利子課税の源泉徴収 20%には地方税（5%）を含んでおり、配当課税は総合課税（源泉徴収 20%）と 35%の源泉分離課税との選択制である。
2. ドイツの利子については、源泉徴収制度を廃止したところ、申告した者とししない者の間で著しい不公平を招いているとして、1991年に憲法裁判所の違憲判決があり、1993年から源泉徴収制度が復活した。
3. フランスの利子課税は、総合課税（源泉徴収なし）と源泉分離課税との選択制である。
4. イタリアの配当課税は、総合課税（源泉徴収 10%）と源泉分離課税 12.5%との選択制である。
5. アメリカは納税者番号制度を申告しなかった者への利子・配当の支払には 31%の裏打ち源泉徴収を行う。また、非居住者への利子の支払では原則的には 30%の源泉分離課税が行われる。

諸外国の所得税の課税方式と挙証責任の所在（未定稿）

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
税額確定の方式	申告納税方式	申告納税方式	申告納税方式又は賦課課税方式の選択制	賦課課税方式	賦課課税方式
挙証責任	一般的に税務当局にある。	一般的に、行政庁の処分については、正当性の推定（Presumption of Correctness）が判例で確定しており、税については、挙証責任（Burden of proof）は納税者にありとされている。	一般的に納税者にある。	一般的に、納税者の収入については、税務当局に、経費や税務上の特典については、納税者に挙証責任がある。	一般的に税務当局にある。

（注）アメリカについては、1998年 IRS 改革法により、納税者が内国歳入庁（IRS）の税務調査（資料提出等）に十分な協力を行うこと等一定の条件を満たしている場合に限り、事実認定に関する挙証責任が納税者から税務当局に移ることとなった。

米 国 に お け る 挙 証 責 任 の 分 担 ・ 調 整

○ 米国においては、税務訴訟における挙証責任は、原則として納税者側にあるが、法律及び判例において、以下のような分担・調整が図られている。

(1) 内国歳入法

- ・ 特定の場合（例えば、①更正額の増額等の新たな事実を導入する場合、②脱税、タックス・シェルターの濫用等であることを示そうとする場合）については、課税庁側に挙証責任がある旨が、規定されている。
- ・ 納税者が一般的に挙証責任を負うとの法文上の規定はみられないが、特定の場合に課税庁が挙証責任を負うことの反対解釈からも、一般的に納税者側に立証責任があることは明らかであると解されている。

(2) 租税裁判所規則

- ・ 租税裁判所規則(Tax Court Rule)においても、原則として納税者側に挙証責任があることとされており、脱税事案等の一定の場合について、挙証責任が課税庁側に移る旨が規定されている。

(3) 判例

- ・ 一般の行政処分は、定型化された手続きに則って行われるものであることから、行政処分にはいわゆる「適法性の推定」(presumption of correctness)があると認められている。税務訴訟においては、事実に関する争点(factual issues)に関し、内国歳入庁(I R S)の処分や決定について、適法性の推定が認められてきている。
- ・ 原則として納税者側に挙証責任があるが、納税者によって、更正決定が恣意的で過度であり、かつ、事実の裏付けがないことが示されれば、挙証責任は課税庁側に移ることとされている。

(4) IRS改革法による改正

- ・ 1998年IRS改革法によって、以下の①、②の要件をともに充足する場合には、納税者の税額の決定に関する事実認定については、税務訴訟上、举证責任が納税者から課税庁へと転換することとされた。

- ① 自らの納税義務を決定するために必要な事実に関する争点に関し、「信頼し得る証拠」(credible evidence) (注1)を提出すること
- ② 以下の要件を充足すること (注2)
 - a. 内国歳入法及び規則に規定される証明(substantiation)及び記録保存(record keeping)義務を果たすこと (例えば慈善寄付金、旅費、交際費等、外国税額控除に必要な情報の提供等)
 - b. 課税庁による、証人、情報・文書の提供、面接等の合理的な要求 (外国にある情報の提出、外国にいる証人の証言や、合理的な範囲における資料の英訳の要求を含む) に協力すること
 - c. 法人、信託、パートナーシップについては、純資産が700万ドル以下であること

(注1) 「信頼し得る証拠」の具体的内容は、「裁判所による十分な検討の後、他の対抗する証拠がなければ、事実に関する認定の基礎とするに十分な証拠」とされている(上院財政委員会報告)。

(注2) 当該要件を充足していることについての举证責任は、納税者が負う。

- ・ 上記のように、举证責任の転換がされても、①、②のような相当に厳しい要件が課されること (特に、内国歳入法上の申告内容の証明義務・証拠保存義務の遵守、及びIRSの税務調査への協力義務等の遵守)、法人の大規模な額の争訟については依然納税者側に举证責任があること、等から、1998年IRS改革法で設けられた举证責任の転換に関する規定は、上記(1)、(2)の關係に実質的に大きな影響を与えるものではないと考えられる (注3)。

(注3) 納税者に多大な便益をもたらすものではないとの評価が多くの実務家により行われている。

主要先進国における記帳・帳簿等保存義務

項 目	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
記帳義務	○ 青色申告者は、原則として、正規の簿記の原則により帳簿に記録しなければならない。ただし、簡易な方法による記録も認められる。 ○ 白色申告者のうち事業所得者等で一定の所得金額を超える者は、帳簿を備え付けて、簡易な方法により記録しなければならない。	○ 納税者（農業従事者及び給与所得者を除く。）は、継続的な記帳又は記録を行う義務がある。 ○ 農業従事者及び給与所得者には記帳義務はないが、税務署長が正しい所得税額を決定するに足る記録を行わなくてはならない。	○ 事業者等には、帳簿等保存義務の一環として記帳義務が課されている。	○ 商人等に記帳義務がある。 ○ 上記以外の営業者、農林業者のうち、売上高等が一定額を超える者について記帳義務がある。	○ 商工業者については記帳義務がある。なお、売上高が一定額以下の者については記帳義務の内容が緩和されている。 ○ 農林業者で一定の売上高以上の者、自由職業所得者で一定の規模以上の者についても記帳義務が課されている。
帳 簿 等 保存義務	○ 青色申告者は、帳簿等を7年間（一定の書類は5年間）保存しなければならない。 ○ 記帳義務のある白色申告者は、帳簿を7年間（一定の書類は5年間）保存しなければならない。	○ 納税者は、申告書において報告する所得・利益・損失・控除・前払金等を証明する関連資料（帳簿等を含む）を課税庁の要求に応じて随時提出すべき義務を負う。（結果として保存期間は永久となる。）	○ 確定申告書の提出義務者は、申告内容を基礎付ける資料の保存義務を負う。 資料の保存期間は、事業者等は、事業上の金銭・商品等授受の明細を記載した帳簿を含めて6年間、その他の者は2年間とされている。	○ 租税申告書の提出義務者は、帳簿及びその他の必要な記録を保存する義務を有する。 保存期間は、帳簿については10年間、その他の原始帳票等については6年間とされている。	○ 確定申告書の提出義務者は、帳簿及びその他の必要な記録を保存する義務を有する。 保存期間は6年間とされている。
義務違反 の場合の 制 裁 等	○ 青色申告者が記帳・帳簿等保存義務に違反した場合、課税庁は青色申告の承認を取り消すことができる。 ○ 記帳・帳簿等保存義務違反のある白色申告者に対して、課税庁は推計課税を行うことができる。	○ 故意に記帳を怠り又は帳簿等保存義務に違反した者は、2万5000ドル以下（法人の場合は10万ドル以下）の罰金若しくは1年以下の懲役に処せられ又は併課される。	○ 帳簿等保存義務に違反した者には3000ポンド以下の罰課金が課される。	○ 故意又は過失によって不正な記帳を行い又は記帳を怠り、因って租税の遁脱等の危険性を発生させた者は、秩序違反として過料（1万マルク）を課される。 ○ 記帳不備・帳簿等保存義務違反がある場合、推計課税を行うことが可能となる。	○ 帳簿等保存義務に違反した者に対しては、25万フラン以下の罰金、5年以下の懲役が課される。

（備考）制裁等については、記帳・帳簿等保存義務違反の部分に対するもののみを掲げている。

脱税に対する罰則の国際比較 (未定稿)

(2000年1月現在)

区 分	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
罰 則 の 内 容	○ 5年以下の懲役 若しくは ○ 500万円以下の罰金(脱税額が500万円超の場合は、その相当額) - 又は ○ その併科	[個人] ○ 5年以下の禁錮 若しくは ○ 10万ドル(1,120万円)以下の罰金 - 又は ○ その併科 [法人] ○ 5年以下の禁錮 若しくは ○ 50万ドル(5,600万円)以下の罰金 - 又は ○ その併科	[宣誓の上虚偽の証拠の提出等があった場合] ○ 7年以下の拘禁刑 - 若しくは ○ 罰金 - 又は ○ その併科 [虚偽申告書の提出等により税を免れた場合] ○ 2年以下の拘禁刑 - 又は ○ 罰金	○ 5年以下(悪質な場合は、6ヶ月以上10年以下)の自由刑 - 若しくは ○ 10マルク以上360万マルク以下(600万円以上2億1,600万円以下)の罰金 - 又は ○ その併科	・ 1年以上5年以下(悪質な場合は2年以上5年以下)の禁錮 - 及び ・ 5,000フラン以上50万フラン以下(900万円以上900万円以下)の罰金 - の ○ 併科

(注1) 所得税及び法人税に相当する税に関するものである。

(注2) 邦貨換算レートは、1ドル=112円、1ポンド=180円、1マルク=60円、1フラン=18円(基準外国為替相場及び外国為替相場：平成11年6月から平成11年11月までの実勢相場の平均値)。

加 算 税 の 国 際 比 較 (未 定 稿)

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
過少申告加算税	追徴税額の 10%(期限内申告税額又は 50 万円のいずれか多い金額を超える部分については、15%)(通則法 65 条)	追徴税額の 20%(内国歳入法 6662 条(a))	正当税額と過少申告税額との差額を限度とした額 (租税管理法 95 条、96 条)	なし 過少申告に対しては 10 万 マルク以下の秩序罰(過料)が課される。(租税通則法 378 条)	過少税額の 40%(租税一般法 1729 条) 悪意の場合にのみ。善意の場合は、過少申告加算税は課されない。
無申告加算税	納付税額の 15%(通則法 66 条)	無申告の期間 1 月又はその端数毎に申告税額の 5%加算(最高 25%)(内国歳入法 6651 条(a))	○法定申告期限からの遅延期間に応じた次の額 ・ 6 月未満 100 ポンド ・ 6 月以上 12 月未満 +100 ポンド ・ 12 月以下 年税額以下の額 ○裁判所又は課税委員会の決定により 1 日につき 60 ポンド以下の加算税を課することも可能(1994 年財政法附則 19、租税管理法 93 条、94 条)	賦課課税であるが、課税資料としての租税申告書を提出しない場合、確定税額の 10%以下を加算。但し、1 万マルクを限度とする。(租税通則法 152 条)	・ 督促がなかった場合又は最初の督促から 30 日以内に申告書が提出された場合 □ 10% ・ 最初の督促から 30 日以内に申告書を提出しなかった場合 □ 40% ・ 2 度目の督促から 30 日以内に申告書を提出しなかった場合 □ 80% (租税一般法 1728 条、1728 条 A)
不納付加算税	納付税額の 10%(通則法 67 条)	不納付の期間 1 月又はその端数毎に申告税額の 0.5%加算(最高 25%)(内国歳入法 6651 条(a))	○源泉徴収義務者が課税標準申告書の提出期限を徒過した場合には、従業員 50 人毎にその遅延期間に応じた次の額 ・ 12 月以内 100 ポンド ・ 12 月超 不納付税額の 100%以下の額 ○付加価値税の場合には、1 日当たり原則として 5 ポンド又は過少税額の 1/6%の大きい方の加算税が課される。	なし 不納付の場合、1 万マルク以下の秩序罰(過料)が課される。(租税通則法 380 条)	納付税額の 10% (租税一般法 1761 条)
重加算税	追徴税額の 35%(無申告の場合には 40%)(通則法 68 条)	追徴税額のうち詐偽に帰すべき部分の 75%(無申告の場合は 1 月又はその端数毎に納付税額の 15%加算。最高 75%)(内国歳入法 6663(a)、6651 条(f))	正当税額と過少申告税額との差額を限度とした額 (租税管理法 95 条、96 条)	なし	脱漏税額の 80% (租税一般法典 1729 条)

(注)イギリスにおいては、原則として所得税・法人税の例によった。なお、税額の期限後納付があった場合には、遅延の期間に応じて、5%又は 10%の加算金が課される(但し、100%以下の加算税が課された場合を除く。)